

天地有機

特定非営利活動法人

日本有機農業生産団体中央会

東京都千代田区外神田6-15-11

電話 03-5812-8055

目次

特集	日本農林規格改正について	1～
意見募集	有機農産物の生産に使用できる肥料及び土壌改良資材を製造する工場の認証について」等の基準策定	3～
連載	研修生レポート ささかみ農協第1回 「石塚美津夫さんの夢の谷ファーム」	7～
メール情報通信など		10～

日本農林規格改正

この秋に有機農産物の日本農林規格が改正になります。8月27日に告示、10月27日施行です。2006年の改正の際、期限付きの付則だった部分の見直し改正が行われたものです。

《有機農産物の日本農林規格の改正概要》

1. 水田の紙マルチ、キウイフルーツの追熟でのエチレンは、ひきつづき使用可能に
2. シーダーテープは、コットンリンター由来のものに限って、ひきつづき使用可能に
3. 別表2でナメクジ対策の農薬（燐酸第二鉄粒剤）の追加、登録失効農薬の削除などの改廃
4. 別表3でエチレンをキウイフルーツに使用許可、硫酸アルミニウムカリウム（バナナの房の切り口の黒変防止）の追加、DL型酒石酸の削除などの改廃
5. 北海道の玉ねぎ培土に使用される PAM、PVA の使用可能期間を1年延期。北海道庁が開発中の糊剤も使用可能に

有機農産物の日本農林規格原文は農林水産省のホームページで取得できます

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/youuki_kikaku_a091027.pdf

1、紙マルチ（古紙に由来する農業用資材）は引き続き使用可能

一般管理の項に、資材の製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの限り使用が可能であると規定された。このことにより、水田の紙マルチが引き続き使用可能になる。

- 理由：① 除草剤を使用しない有機農業において、圃場における雑草の生育を抑制するために使用の要望がある。
- ② 古紙から紙マルチへの製造工程には化学的に合成された物質が添加されていない。

2、シーダーテープ（種子が帯状に封入された農業用資材）は限定して使用可能

一般管理の項に、コットンリントー由来の再生繊維を原料とし、資材の製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの限り使用が可能であると規定された。

- 理由：① 発芽率の向上、間引きに要する労力の節減等のために使用の要望がある。
- ② シーダーテープの素材は3種類あるが、再生繊維製のものは、資材の製造工程において化学的に合成された物質が添加されていない。

（生産の方法についての基準）

事項	改正	現行
一般管理	土壌、植物又はきのこと類に使用禁止資材（古紙に由来する農業用資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）及び種子が帯状に封入された農業用資材（コット	土壌、植物又はきのこと類に使用禁止資材を施さないこと。

ンリントーに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）を除く。）を施さないこと。	
--	--

3、別表2（農薬）の改正

- (1) 農薬登録が失効した「大豆レシチン・マシ油乳剤」及び「硫黄・大豆レシチン水和剤」を削除

- (2) 「磷酸第二鉄粒剤」を追加

- 理由：① ナメクジ類及びカタツムリ類の防除のために使用の要望がある。
- ② コーデックスガイドライン、EU等の有機基準で使用可能とされている。

- (3) 「炭酸水素カリウム水溶剤」を追加

- 理由：① 灰色かび病、うどん粉病等の防除のために使用の要望がある。
- ② 米国、EU、カナダ等の有機基準で使用可能とされている。

4、別表3（調整用資材等）の改廃

- (1) DL-酒石酸、DL-酒石酸水素カリウム及びDL-酒石酸ナトリウムを削除

- 理由：① 使用実態がない。
- ② コーデックスガイドラインとの整合を図る。

- (2) エチレンの基準にはキウイフルーツの追熟目的での使用を追加

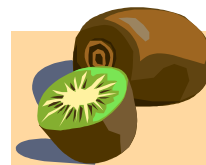
- 理由：① キウイフルーツはエチレンを使用しないと追熟しにくいいため使用の要望がある。
- ② コーデックスガイドラインとの整合を図る。

(3) 硫酸アルミニウムカリウム (カリミョウバン) を追加

理由：① バナナの房の切り口の黒変防止のため使用の要望がある。

② 米国及びEUの有機基準で使用可能とされている。

※ それぞれの「理由」はJAS制度調査会総会に提出された文書より引用。



(改正告示の附則)

この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表育苗管理の項の規程にかかわらず、平成23年12月31日までの間は、たまねぎの育苗用土に粘度調整のためにやむを得ず使用する場合に限り、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使用することができる。

5、北海道たまねぎの育苗用土に使用する粘土調整用資材

平成23年12月31日までの間はポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質又は天然物質由来の資材で化学的処理を行ったものの使用を認める経過措置が定められた。

理由：① 北海道においてたまねぎの苗を機械移植する場合、育苗用土に粘度調整用資材の添加が不可欠である。

② 現在、Q&Aにおいてポリビニルアルコール及び、ポリアクリルアミドの使用を認めている。これらの資材を代替する天然物質又は天然物質由来の資材について現在試験研究が進められているが、資材の特定、農家への普及等に期間を要する。

★ 注 意

1. キウイフルーツで使用禁止が猶予されていた授粉作業に使用する赤色着色料は、自動的に使用禁止になります。
2. 育苗用土の採取地は、過去3年以上使用禁止資材が飛来又は流入していないことが必要です。育苗用土の製造先から証明をもらうときに、過去3年以上の間、有機農産物の生産に使用できない資材の飛来流入がないことの確認ができる証明を必ずもらってください。

意見募集

「有機農産物の生産に使用できる肥料及び土壌改良資材を製造する工場の認証について」等の基準策定にあたって

今年も2件の認定事業者が、資材の間違った使用のために認定圃場を失いました。肥料販売者から、「この資材は有機に使用できる」と言われ、その話を信じて、使用してしまってから不適合資材であることがわかり、取り返しがつかない状態です。こうしたことを防ぐために、生産者の

みなさんには使用前に適否の判断を行える資料を入手し、本会に照会していただくようにしています。

それでも事故がなくなりません。毎年のように起こっています。やむにやまれぬ状態に置かれたとき、ついつい、肥料業者の話だけで使ってしまう

い、あとから確認してくることで発生しています。気持ちは、良くわかりますが、後の祭になります。

また、生産者が入手した資料が不適切な場合があります。肥料の製造者のみなさんが有機基準を理解されないまま証明を発行しているケースです。

生産者の努力だけでは、事故はなくならないと判断しました。肥料や土壌改良資材を製造するみなさんの間に、有機基準が周知され、肥料を販売するみなさんが正しく案内していただくことが、極めて重要であると判断しました。

このことのために、有機農産物の生産に必要な肥料や土壌改良資材を、基準に適合した方法で製造し、正しく案内する工場の認証を始めることにしました。今回は、この認証基準の策定にあたって、関係会員各位の意見を求めます。

この認証は法にもとづくものではありません。有機中央会が定める自主的な基準にもとづき行うものです。

意見は、本会の事務局あて、ファックスもしくは電子メールでお願いします。

意見送付先

電子メール：jimukyoku@yu-ki.or.jp

ファックス：03-5812-7370

意見の締め切り

2009年10月23日

有機農産物生産に使用する肥料及び土壌改良資材の適正製造に係る認証基準（案）

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

版	作成日	適用
第1版	2009年6月23日	暫定基準

この基準は、有機農産物生産に使用する肥料及び土壌改良資材を製造する工場（以下単に製造工場という）が特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会から認証を受けるために必要な基準について定めたものである。

I、基本原則

製造工場は、有機農産物の日本農林規格に適合する肥料及び土壌改良資材（以下単に「適合肥料等」という）の製造にあたって、以下の原則を維持していること

1. 環境への負荷の軽減、再生できない資源の使用を最小にすること

有機農産物は、農業が環境に及ぼす負荷をできるだけ低減した栽培方法を採用した圃場において生産されることを基本としている。したがって、使用される資材は、その製造、製造にともない発生する廃棄物の処理、使用、廃棄のすべての過程において、環境への負荷を最小にすることが意図されなければならない。

原材料として使用される資材は、農、畜、水産業、食品工場などの副産物に由来するものを基本とし、もって資源の循環に寄与し、再生できない資源の使用は最小限にすることが意図されなければならない。

2. 有機農産物の日本農林規格への適合性の確保

製造に使用される原料及び製品の製造方法は、有機農産物の日本農林規格に適合していなけれ

ばならない。

3. トレーサビリティの確保

原材料の由来及び生産から製造、製品に至るまで、記録による追跡が可能でなければならない。

4. 製品の表示の適正な実施

製品の表示は、品質表示基準等にもとづき適切に実施されなければならない。

5. 関連法規の遵守

製品及び製造に係る関連法規は、遵守されなければならない。

II、製造工場の施設及び組織・体制

1. 製造工場は、肥料及び土壌改良資材の製造に必要な施設、設備、組織・体制を有していなければならない。

2. 製造工場は、適合肥料等の製造において、有機農産物の日本農林規格に関する十分な知識を有する製造責任者及び担当者を配置しなければならない。

3. 製造工場は、内部監査を実施するための適切な体制を有していなければならない。

III、適合肥料等の設計及び製造

1. 製造工場は、適合肥料等の設計、製造及び販売に係る手順書を整備し、その手順書は、最低以下の項目を含むものとする。

① 製品の設計に関すること

② 原材料の適合性確認、入手及び保管に関すること

③ 製品の製造に関すること

④ 製造に関する機械、設備の管理に関すること

⑤ 並行生産ラインの場合は、有機農産物の日本農林規格に適合しない資材の混入防止に関すること

⑥ 製品の品質の確認に関すること

⑦ 製品の一時保管及び出荷に関すること

⑧ 廃棄物の処理に関すること

⑨ 製造が環境に及ぼす影響の軽減に関すること

⑩ 製品に対する利用者の意見、要望の収集、反映に関すること

2. 製造工場は、定められた手順にしたがって設計及び製造を行うものとする。

IV、品質管理

1. 製造工場は、製品が設計通りの品質を維持していることを測定し、管理しなければならない。測定及び管理の範囲は、以下の内容を含むものとする。

① 使用している原料の適合性

② 製造の方法

③ 表明されている製品の成分、効果等の品質

④ 製品の表示

2. 製造工場は、製品に対するクレームへの対応、製品のリコールなどについての手順を確立していなければならない。

3. 製造工場は、内部監査の手順を確立していなければならない。

V、記録の作成と保管

製造工場は、原材料の入手から製品の製造、保管、出荷にいたる一連の記録を作成し、製品に対する

問い合わせなどが見込まれる期間に加えて1年以上の間保管するものとする。記録は、トレースバック及び出荷先までのトレースフォアードが可能なものでなければならない。

VI、表示

1. 製造工場は、製品に対して肥料取締法、地力増進法などの関連法規で定められた、適切な品質表示を行うものとする。
2. 認証に係る表示は、以下の通りとする。

2.1 製造工場が認証を受けている旨の表示

認証を受けた工場は、本会の認証を受けている旨の表示を行うことができる。ただし、有機農産物の生産に使用できる肥料等以外の製品に、本認証に係る表示を行ってはならない。

製造工場が本会の認証を受けている旨の表示を行う製品については、本会にあらかじめ届け出て登録しなければならない。

2.2 認証ロゴ

下記の認証ロゴは、2.3項の表示を行う製品にのみ使用できるものとする。

(認証ロゴのデザインは現在策定中)

2.3 製品が有機農産物の生産に使用できる旨の表示

この認証は工場の認証であって、製品の認証ではない。このため、製品が有機農産物の生産に使用が可能である旨の表示は、当該製造工場の責任において行うものとする。なお、この表示を行う製品は、本会にあらかじめ届け出て、登録しなければならない。

VII、認証の取得方法

認証を受けることを希望する製造工場は、申請を行い、書類審査及び実地検査を受け、審査に合格することを必要とする。なお、初回の申請にあたっては、製品について異なる3つ以上の地域からの利用者の推薦がなければならない。

申請書は、別記様式1の通り。

申請書に添付すべき事項は、以下の通り。それぞれについて様式は定めない。A4版の用紙を使用すること(ただし、地図、図面等でA4版ではわかりにくい場合は、この限りでない)。

- ① 誓約書
- ② 推薦書(3通以上)
- ③ 製造を行う施設、設備に関すること
- ④ 製造工場の組織・体制に関すること
- ⑤ 製造責任者及び担当者に関すること
- ⑥ 手順書
- ⑦ 製品に関すること
- ⑧ 製品の製造に係る必要な証明の写し

VIII、認証機関の守秘義務

認証を行う機関は、認証審査で知り得た事項を、認証審査の目的以外に使用してはならない。

IX、認証の取り消し

以下の場合、本会は、認証の取り消しを行う。

(取り消しの条件については検討中)

X、賠償請求

認証を受けた工場の虚偽、過失などで損害が発生した場合は、本会は賠償請求を行うことができる。

研修生 レポート

有機中央会の研修生が研修中に学び、調べたことのなかから、認定事業者のみなさんの協力をえて、有機農業者の取り組みをレポートすることとしました。まず、外山浩子さんの報告からです。

外山さんは早稲田大学大学院法学研究科の博士後期課程で農業法学や農業政策を学びながら、本会で検査員の研修を行っています。本会の検査員は農業者を中心に構成しているので、やや異色の研修生です。今号より3回ほどにわけて、新潟県のささかみ農協の取り組みを報告する予定です。東京に住みながら有機農業を思うファンの目を見た報告ですが、調査は克明であり役に立ちます。第1回は、ささかみ農協の取り組みの中心を担ってきた石塚美津夫氏の取り組みを紹介します。(編集部)

ささかみ農協の有機農業への取組み 第1回

石塚美津夫さんの夢の谷ファーム

■食材は半径 500m 以内から調達

「我が家の有機自給率、70%になったよ」。今年(2009年)7月、1年振りに再会した石塚さんは、開口一番こう言った。毎日の農作業で諸々のものが削ぎ落とされ、日に焼けた石塚さんは一回り引き締まったようにみえる。家庭内の食料自給率70%と言われても驚くのに、石塚さんの場合はさらに「有機の」自給率というプレミアム付き。例えば、石塚さんの屋敷内に湧き出る清水、はさ掛けの有機米、有機大豆、自家野菜、有機エゴマ(今年度有機認証申請中)。裏山は旬の食材の宝庫だし、池には鯉が、川にはドジョウがいる。ニワトリは毎日卵を産むし、ヤギから乳を搾る。ここ半年以上、牛乳を買ったことがないという。石塚さん曰く「ヤギの乳からチーズも造る。まだまだ本格的な熟成チーズとはいかないけれど、結構美味しい」そうだ。有機大豆からは納豆、豆腐、味噌ができるし、有機エゴマは搾油して食用に利用する。「食材は、我が家を機軸に半径 500m 以内から調達するのが基本」と、石塚さんは当然のごとく平然と言う。都会暮らしの私には、夢のような話である。

■有機農業の奥深さをもっと知りたい

石塚さんは2007年12月末に、約37年間勤務した新潟県・JA ささかみ(新潟県阿賀野市の旧笹神村を中心とする事業地域)を、定年まで5年を残して退職した。農協職員時代から有機農業に積極的に取り組んでいたが、「片手間に有機農業に取り組むのでは、有機農業に申し訳ない」という思いと、「有機農業の奥深さをもっと知りたい。もっと余裕を持って農業を楽しみたい」という思いから、「それができるのは、今しかない」と、退職を決意した。

農協時代の石塚さんは、営農指導を中心に、地域循環型の米づくりシステムの構築や、首都圏の消費者との交流活動に関わり、それらの活動を牽引してきた立役者の1人である。石塚さんの有機農業への“思い”を知るために、これまでのJA ささかみの取り組みをまず紹介したいと思う。

■笹神のものがたりを届ける

JA ささかみは理事10人のうち7人が有機JAS認証を取得しており、1999年の有機JAS法施行以来、JA あげて有機農業に取り組んでいる。さ

らに今年度は、「2009年度地域有機農業推進事業（2006年に成立した有機農業推進法に基づく、農林水産省主体の事業。モデルプラン）」に応募、見事採択された。このモデルプランのもと JA ささかみでは、5年後の2014年までに有機面積を現在の2倍に増やすことを目標としている。減農薬・減化学肥料栽培への取り組みはさらに歴史が長く、20年以上昔にまで遡ることができる。今では JA ささかみ管内の稲の作付面積の60%以上を、減農薬・減化学肥料栽培米が占めている。これだけの活動を支えているのは、現在のパルシステム協同組合連合会（旧首都圏コープ事業連合）との30年強にわたる交流である。

JA ささかみとパルシステムとの出会いは1978年のこと。折しも水田利用再編対策が実施され、緊急避難的減反政策ではなく、恒久的な減反政策へと舵が切られた年である。笹神村（現在の阿賀野市。2004年4月1日に2町2村が合併して阿賀野市となった。当時は笹神村）では村をあげて減反政策に反対した結果、その年の減反達成率は全国ワーストワンだった。その事実をマスコミ報道で知った北多摩生協（現在のパルシステム東京の前身）は、笹神村との将来的な米（＝新潟コシヒカリ）の産直の可能性をそこに見出し、笹神村との交流が始まったのである。当時米流通は国の統制下であり、農協の系統組織で米の産直をするなど、考えられない話であった。実際、産直が実現するのは、10年後の1988年。特別栽培米制度が制定されてからである。産直スタート後、田植え、草刈り、稲刈りツアー等、様々なイベントが次々と企画され、笹神村の生産者と消費者との顔の見える交流が深まっていく。

一方、笹神村では、産直をきっかけに、環境保全型農業や持続可能な農業に対する意識が高まっていった。産直スタート直後の1989年には、竹下首相の旗降りの下、全市町村に1億円の「ふるさと創世資金」が交付された。笹神村では商工観農の話し合いの結果、村の基幹産業は農業なのだから、農業の発展に資するような使い方をすべきとの合意に至り、有機質堆肥の製造工場「ささ

かみゆうきセンター」を建設した。翌1990年には村は「ゆうきの里宣言」をし、「土作りは村づくり」を合い言葉に土作りに取り組むことになる。

2000年には「もう一步進んだ交流事業を」との認識から、行政、生協、JAによる「食料農業推進協議会」を結成。三者の出資のもと、2002年に大豆加工体験施設を建設した。笹神管内の転作大豆は全て、この工場で豆腐に加工され、消費者のみならず、大豆を栽培する生産者自身の口にも届く。豆腐をはじめ、JAの産直品の売上げの1%を食料農業推進協議会に寄付し、これを財源に交流事業の資金を捻出することができるようになった。この協議会は、2005年に「第1回食の架け橋賞」（日本農業賞の特別部門）の大賞を受賞している。2004年には「NPO食農ネットささかみ」を立ち上げ、さらに一步も二歩も進んだ交流が続いている。



生き物の営みを実感する冬水たんぼ

石塚さんは言う。「単なる産直ではなく、その農産物の背景にある環境や価値観を共有することが大切。生産者の思い、笹神の風の匂い、土のぬくもり、多様な生き物の営み。こうした“ものがたり”をも同時に伝えていかなければならない」

■わがイトミミズを称える糸蚯蚓神社

石塚さんは早くから減農薬・減化学肥料栽培の稲作りに取り組み、1996年に10畝の田んぼで有機農業を開始した。年々面積を増やしていったが、それでも草との闘いの連続だった。ところが、冬水田んぼとの出会いが、石塚さんの農業観を変え

た。冬水田んぼでは、イトミミズやユスリカがどんどん増えた。「生き物が増えるのが楽しくて、有機圃場面積もどんどん増えた」という。我々が、経済優先、市場主義、効率性の名のもと化学肥料と農薬の多投等により破壊してしまった土壌を、「イトミミズは頭を下にして、一時も休まず修復している」のである。「私達はこの40年間を反省しイトミミズを見習う時期が来たと思っている」と石塚さんは言う。だから、JA退職後の石塚さんの初の大仕事が08年3月の「糸蚯蚓神社」^{いとみみず}建立とこの神社の遷宮遷座祭^{せんぐうせんざ}であった。

石塚さんの有機農場「夢の谷ファーム」の中腹^{いとみみず}に、糸蚯蚓神社は立っている。



今日はヤギたちが神社でお昼寝？

小さな丸太を渡し、しめ縄を張って鳥居に見立てた2本の木の間をくぐると、小さな祠がある。勿論石塚さんと仲間の手によるものだ。小さくてもそこにはまぎれもなく崇高な魂が宿っている。手を合わせると、何やら神聖な気持ちになる。石塚さんの糸蚯蚓神社^{いとみみず}に対する熱い思いに心を動かされた飯野神社の神主さんは、この糸蚯蚓神社^{いとみみず}のためにオリジナルの祝詞^{のりと}を作詞して下さった。私もこの祝詞^{のりと}を何度も繰り返して読んでみた。読めば読むほど、心の奥に響いてくる。遷宮遷座祭^{せんぐうせんざ}

当日、神主さんがこの祝詞をあげている時、「ざわざわと風が鳴ったかと思うと、にわかにはヤマアカガエルが一斉に合唱を始めた。鳥肌がたった。この時、自分たちがやっていること、やろうとしていることは間違っていない、と確信した」。今もその瞬間を鮮やかに思い出すのだろう。石塚さんは目を輝かせて語ってくれた。

■耕作放棄地から夢の谷へ

石塚さんが暮らすのは山裾の小さな集落だ。石塚さんのお宅から山あいの奥へと向かって歩いていくと、もう人家はない。農道の右側に広がる田んぼはゆるやかな棚田になっていて、ゆるゆると傾斜を上っていくと、田んぼは行き止まりとなる。この一帯が石塚さんの農場「夢の谷ファーム」である。基盤整備が入るような場所ではなく、一枚一枚の田んぼは面積が狭く不整形で、用水も天水頼りである。昔は収量も少なく手間のかかる田んぼだったに違いない。だから1970年代に生産調整が始まると、いの一帯に転作田となった。以来、ずっと耕作放棄されたまま荒れ地となった。2005年の夏に石塚さんにお会いした時、「この谷の耕作放棄された田を復田し、子どもの頃見た田んぼの風景を蘇らせたい」と語っていた。翌2006年春にお会いした時には、「夢の谷ファーム」の企画書が出来上がっていた。山あいの奥の耕作放棄された農地を石塚さんが借り、新潟市を中心とした団塊世代の夫婦らと共に復田し、有機農業を行うというのである。そしてこの年には、もう田植えが行われたのである。「有言実行だから」と石塚さんは笑うが、夢に向かって走り出すスタートダッシュの早さに舌を巻いた。以来、毎週のように誰かがやってきては農作業を楽しんでいるという。私のような素人目にも、一昨年よりは昨年、昨年よりは今年の方が、「夢の谷ファーム」の田んぼは豊かになっているように見える。夢の谷ファームの田んぼは3.5haあまり。コシヒカリは勿論、古代米や酒米も作付けされていて遊び心もたっぷりである。はさ掛け用のはさ木も皆で組む。柱は杉、横棒は竹である。秋には、はさ木に

掛けられた稲が夕陽に金色に輝く。

谷の奥から谷全体を一望すると、青々とした稲の波は、谷を越えて延々と続いていて、まさにこれぞ「夢の谷」である。今や、この谷が荒れ放題の耕作放棄地だったとは、にわかには信じ難い。日本中の耕作放棄地面積が38万ha、ほぼ埼玉県と同等の面積を占める今、耕作放棄地の解消問題は、喫緊の国家的課題である。そんな現実など何程のことぞ、とばかり、35年という年季の入った耕作放棄地が次々と夢の谷の有機圃場へと姿を変えている。

昨年、石塚さんは、谷の一番奥の耕作放棄地を30アほど整地し、ニワトリ50羽と、雌ヤギ2頭のミニ牧場を造った。ヤギは昨年7月に夢の谷ファームにやってきた。名前はハイジとメイ。「子どものころに見た、あぜ道でヤギが草を食んでいる風景を取り戻したかったから」と言う。昨年12月には子づくりのため、有機栽培の仲間から雄ヤギを2カ月借りた。そして今年4月から5月にかけて、念願の子ヤギが3頭生まれた。

ミニ牧場のすぐ下、夢の谷の最上流の田んぼには、昨年から水を浄化すると言われるマコモダケを植えている。隣には、鯉の池もある。鯉は冬場の貴重な食料だ。

■地域資源を活かした元肥作りにかける

こうして耕作放棄地の復田と夢の谷ファーム

が実現し、ニワトリとヤギが草を食む風景も取り戻し、有機の自給率もアップした。夢を描き、夢を実現していく石塚さんの次なる目標は何？「元肥を地元で作ること」。即答だった。「県外の肥料メーカーが製造した肥料を、輸送コストをかけて運んでくる。地域内には肥料として利用できる資源があるのに、これほど馬鹿らしいことはない。循環型社会を作るためには、無駄に捨てられている食品残渣等を有効活用するべきだと思う。例えば豆腐工場のオカラ。『ゆうきセンター』で製造する堆肥の原材料として有効利用しているけれど、肥料としてももってこいの資源。その他にも、キノコ、卵の殻、鶏糞など利用可能な地域資源がたくさんある」と、元肥作りの話には一段と力がこもる。石塚さんはそのためのステップとして、自らぼかし作りに励んでいる。石塚さんのぼかしの原材料はコヌカとオカラ。それに石塚菌（地域に存在する菌）を加えて混ぜるだけだ。「昨年来、農家は肥料高騰、燃料高騰に悩まされてきた。そんな状況に左右されないよう、地域資源を利用した、メーカーに頼らない肥料づくりが、農家に対しても地域に対しても大きな貢献になるのではないかと思う」

夢を形にし続ける石塚さんのこと、今度お会いする時には、また新しい物語の1ページが始まっているに違いない。

(外山浩子)



メール情報通信第19号

表示基準の微妙な点①

表示の自己点検をお願いしています。今回は、このところ質問のあった表示の微妙な点について確認したことをお知らせします。

1、「タカノツメ」は、農産物か加工食品か。

品質表示基準では、加工食品に分類されています。いわゆるトウガラシ類は、生のうちは野菜ですが、乾燥したものは香辛料になり、加工食品の扱いとなります。農産品の定義にある単に乾燥しただけの分類に入りません。このため、有機の格付を実施するためには、有機加工食品の生産行程管理者の認定を取得する必要があります。表示には、加工食品品質表示基準のもとづく一括表示が必要です。切干大根や

干し柿なども加工食品にあたります。

2、 特別栽培の一括表示の栽培責任者の住所は、原産地表示の代わりになるか。

認められていません。栽培責任者の住所と生産地が違う場合が珍しくないために、栽培責任者の住所が書いてあっても原産地表示とはみなされません。別に原産地の表示が必要です。

3、 組織名に都道府県名が入っていれば原産地表示の代わりになるか

これも、認められていません。当該組織が、必ずしも、その所在地の都道府県産だけを取り扱っているとは限らないためです。複数、あるいは日本全国の農産物を扱う組織が、段ボールに共通の組織名を入れている事例は、いくらでもありますので、組織名は原産地と必ずしも一致しないと判断されています。

*上記事項は、いずれも本会の講習会もしくは直接、農林水産消費安全技術センターの表示担当部署と確認を行っています。

メール情報通信第20号 表示基準の微妙な点②ー原産地表示と住所表示

出荷物の表示の自己点検をお願いしています。生鮮農産物の原産地表示と生産者の住所について最新の解釈を農林水産消費安全技術センターに確認を行いました。お知らせします。有機基準ではありませんが、農産物の表示の事です。

生産者の住所も原則的には原産地とはみなされませんのでご注意ください。生鮮食品の品質表示基準のQ&A問10番では、もやしと鶏卵についてのみ、もやしの栽培者及び養鶏場の名称と住所が記載されている場合に、「原産地表示がされているものとみなされる」としています。この2種類だけです。

例外的に、原産地表示がなされていない場合であって、生産者が袋などに「埼玉県さいたま市」と住所表記をしている場合に、「さいたま市のは場で収穫されたものは、原産地表示をしているものとみなされますが、さいたま市以外のは場で収穫されたものは、原産地表示がないものみなされる」との解釈があります。たいへん微妙ですので、生産者や生産者組織の名称や住所とは、別に原産地表示を行うことが適切です。



なお、名称と原産地は「容器又は包装の見やすい箇所」のほか、

- (1) 小売販売業者以外（農家等の生産者や流通業者）
 - ①送り状、③納品書等（製品に添付されるものに限る）
- (2) 小売販売業者（スーパー、直売所など）
 - ①製品に近接した掲示（プライ斯拉ベルやPOP表示など）

も可能となっています。

このため、袋に貼り付けるシールや段ボール箱に生産者の住所しか記載されていなくても、農家などの生産者であれば、追加して、送り状や納品書に「〇〇産」と記載して情報伝達することもできます。スーパーマーケットや直売所では、プライ斯拉ベルやPOP表示中に「〇〇産」と記載することもできます。

[注 意] 今年1月に実施した本会の生産行程管理者講習会で農林水産消費安全技術センターさんがおこなった品質表示基準の講習のテキストに、「ダンボール箱や袋に生産者の名称と住所が記載されていれば、それが原産地表示となる」（テキスト9頁の上のスライド「8農産物の具体的な表示」）とありますが、これは正しくありません。上記のような意味合いです。ご注意ください。

注意：お米の表示

今年(2009年)1月9日より、玄米精米品質表示基準が変更になりました。
 移行措置の期限は、来年(2010年)3月31日です。
 単一のお米をブレンドなしで販売されている場合の表示見本を示します。

これまでの使用割合100%の表示がなくなり、「単一原料米」という表示に変更になっています。

来年の3月31日をすぎるとこの様式の表示しか認められなくなりますので、袋やシールなどの在庫にご注意ください。

【平成21年1月9日農林水産省告示第25号により一部改正
 → 経過措置は平成22年3月31日まで】

包装された玄米及び精米について、以下の5項目の表示が義務化。
 ○名称 ○原料玄米 ○内容量 ○精米(調製)年月日 ○販売業者等

(1) 「単一原料米」の場合
 (産地、品種及び産年が同一である原料玄米で、産地、品種及び産年について証明を受けたもの)

名 称	有 機 精 米		
	産 地	品 種	産 年
原 料 玄 米	単一原料米 ○○県	△△ヒカリ	○年産
内 容 量	5kg		
精 米 年 月 日	平成○年○月○日		
精 米 工 場	○○米穀 株式会社 ○○県○○市○○ TELOOO(○○)○○○○		

※記載文字の大きさにについて
 JIS規格Z8305(1962)に規定する12ポイントの活字以上。
 なお、内容量が3kg以下の場合には、8ポイントの活字以上。

※単一原料米については「使用割合」は記載しない。(今回の改正で様式規定)

**有機農産物の
 生産行程管理者
 講習会**
 10月22日~23日
 東京・千代田区和泉橋区民館
 (秋葉原)

**秋田県内産・有機野菜の
 取扱いを希望しています！！**
 株式会社 松紀
 (有機農産物の小分け業者認定取得済み)
 お問い合わせは
 電話：018-869-5566
 担当：鈴木兼芳まで